**様式第四十七**（第22条関係）

（表面）

第　　号

生産性向上特別措置法第30条の規定による立入検査証

| | |
|---|---|
| 写　　真 | 調査の名称<br>職名及び氏名<br>生年月日　　年　　月　　日 |

上記の者は、生産性向上特別措置法第30条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。

有効期限　　年　　月　　日

年　　月　　日

主務大臣　　㊞

（裏面）

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）（抄）

第30条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対し、第28条第２項及び第３項に規定する業務に関し報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第55条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第30条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

# 省　令

**○財務省令第四十三号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

平成三十年六月五日　　財務大臣　麻生　太郎

## 生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令

歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条に規定するデータの提供を受ける者がデータの提供に係る手数料を生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）第五条第三項第一号又は生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年原経文総内予力済部務閣規産科制委員会規則、国厚法公正取引委員会規則、土生交労務省令、通劇省令、環農財個人情報保護委員会規則、林境水産省令、第一号）第十九条第二項第二号の規定に基づき納付する場合（同条第三項の規定に基づき同号に定める方法により納付する場合を含む。）は、別紙書式の納付書により当該手数料を納付させるものとする。

**附　則**

この省令は、法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。